

平成23年5月23日  
株式会社日本政策金融公庫

## セーフティネット貸付（取引企業倒産対応資金）の特別利率の発動について ～ 東日本大震災の影響による企業の連鎖倒産防止のため、利率引下げ措置を開始 ～

株式会社日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）は、今般の東日本大震災の影響を受けて倒産企業が増加し、連鎖倒産が発生する事態を防止するため、本日（5月23日）付けで、中小・小規模企業向け特別融資制度「セーフティネット貸付（取引企業倒産対応資金）」の利率引下げ措置を実施します。

セーフティネット貸付（取引企業倒産対応資金）は、取引先企業等の倒産により経営に困難を来している中小企業者を対象として、円滑な資金供給を確保するための融資制度です。

今般の東日本大震災の影響を受けて倒産企業が増加し、連鎖倒産が発生する事態を防止するため、本制度を活用する中小・小規模企業の方々に対して、その困窮度に応じて利率引下げ措置を講じ、資金繰り支援を実施します。

日本公庫は、今後も、国の施策に基づく政策金融機関として、中小・小規模企業の皆さまへの資金繰り支援を積極的に行ってまいります。

### 今般の支援措置の概要

「セーフティネット貸付（取引企業倒産対応資金）」について、以下の基準を満たす方に対して、倒産対策利率（優遇金利）を適用します（平成23年5月23日取扱い開始）。

- (1) 倒産企業に対する売掛金債権等が月平均売上高の20%以上の場合  
基準金利から▲0.75%引下げ（倒産対策利率A）
- (2) 倒産企業に対する売掛金債権等が月平均売上高の10%以上20%未満の場合  
基準金利から▲0.5%引下げ（倒産対策利率B）
- (3) 民間金融機関が貸付利率を倒産対策利率A以下とした場合  
基準利率から▲0.75%引下げ（倒産対策利率A）

## セーフティネット貸付（取引企業倒産対応資金）の概要

（中小・小規模企業向け融資制度）

融 資 対 象	<p>取引企業などの倒産により経営に困難を来している方で、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 倒産した企業に対して50万円以上の売掛金債権などを有する方</li> <li>2 倒産した企業に対する取引依存度が10%以上である方</li> <li>3 倒産した企業に対して貸付金や差入保証金などの債権を有する方</li> <li>4 倒産した企業の債務を保証している方</li> <li>5 倒産した企業の設置する商業施設に入居している方であって、倒産の影響を受けている方、または影響を受けるおそれのある方</li> <li>6 倒産した企業から受注した商品や役務などが、倒産の影響により取り消された方</li> </ol>
資 金 使 途	<p>運転資金</p>
融 資 限 度 額	<p>国民生活事業（小規模企業向け）：別枠 3千万円以内          中小企業事業（中小企業向け）：別枠 1億5千万円以内</p>
融 資 期 間 （ 据 置 期 間 ）	<p>8年以内（据置期間3年以内）</p>
利 率	<p>基準利率  <u>ただし、一定の要件（※）に該当する場合は、倒産による影響度合いに応じ、「倒産対策利率A」または「倒産対策利率B」が適用されます。</u></p> <p>（※）倒産対策利率の適用条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）倒産企業に対する売掛金債権等が月平均売上高の20%以上の場合              基準金利から▲0.75%引下げ（倒産対策利率A）</li> <li>（2）倒産企業に対する売掛金債権等が月平均売上高の10%以上20%未満の場合              基準金利から▲0.5%引下げ（倒産対策利率B）</li> <li>（3）民間金融機関が貸付利率を倒産対策利率A以下とした場合              基準利率から▲0.75%引下げ（倒産対策利率A）</li> </ol>